## 非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧 新 第1章 総則 第1章 総則 (用語の定義) (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用語	意味
1-15 (略)	
15-2 特定端末系事業者	日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第 1 条第 2 項に規定する東日本電信電話会社

用語 意味 1-15 (略) 15-2 特定端末系事業者 N T T 東日本株式会社

附 則 (令和7年6月16日相制第 相制155500000576 号) この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。